

第9回自治基本条例を 創る会を開催しました

- ✧ 10/26(火)に、第9回目となる「創る会」を開催しました。
- ✧ 今回は、試案のパブリックコメント実施結果等について事務局から報告した後、その内容についてグループに分かれて話し合いを行いました。
- ✧ 当日資料等は、2ページ以降をご覧ください。



次第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 市長あいさつ
- 4 パブリックコメント他から頂いている意見について
- 5 パブリックコメントの意見等を踏まえての条例試案の見直し方針（案）
- 6 試案に盛り込むことを検討したい規定
「要望、苦情への対応」
「住民投票」
- 7 意見交換
- 8 副会長あいさつ
- 9 閉 会

牧之原市自治基本条例（仮称）試案パブリックコメントについて

○ 意見募集期間：8月20日（金）～9月17日（金） ○ 意見提出人数：17人（意見数34件）

資料 1 - 1

※ この他、下記のとおり議会や自治会、市役所職員への説明も実施して、意見を伺っているところです。

【市議会への説明】

回	日時	会議名	内容等	回	日時	会議名	内容等
①	H22. 5. 11	総務建設委員会	自治基本条例の検討状況及び今後の進め方について	—	—	—	—
②	H22. 7. 12	〃	自治基本条例の検討状況について	—	—	—	—
③	H22. 8. 11	〃	自治基本条例の試案、パブリックコメントの実施について	④	H22. 8. 17	全員協議会	③と同じ
⑤	H22. 9. 15	〃	自治基本条例の試案内容（第3章まで）について	⑥	H22. 9. 21	〃	⑤と同じ
⑦	H22. 10. 8	〃	自治基本条例の試案内容（第4章～5章）について	⑧	H22. 10. 18	〃	⑦と同じ

【自治会への説明】

回	開催月等	内容等	出席者等
①	7月	自治基本条例の必要性、パブリックコメントの実施等について	17回実施。17区から468人（主に役員）
②	8～9月	市自治基本条例（仮称）の試案内容について	22回実施。22区から566人（主に役員）
③	10月6日	講演会『牧之原市の新しい自治を考える』講師：日詰一幸静岡大学教授	25区長（自治会行政連絡会の席上、開催）

【市役所職員への説明】

回	開催月等	内容等	出席者等
①	5～6月	自治基本条例の必要性等について（勤務時間内に実施。保育士等含む全職員対象）	10回実施。358人。出席率93%
②	9～10月	自治基本条例試案の内容について（勤務時間内に実施。事務職員のみ対象）	10回実施。277人。出席率93%
③	10/8	講演会『市職員にとっての自治基本条例』講師：日詰一幸静岡大学教授	115人
	10/15	（勤務時間外の夜間に実施。10/8が榛原文化センターホール、10/15が相良史料館ホール）	108人。2回合計223人。出席率58%

【その他】 ◆ 牧之原市相良地区民生委員・児童委員協議会の席上、自治基本条例の必要性等について説明を行った。

日時：8月11日。会場：い～ら。出席者：51人

牧之原市自治基本条例（仮称）試案パブリックコメントへの回答（案）

パブリックコメントにおける公表案	パブリックコメントでのご意見・ご質問	回答（市の考え）
目次 前文 第1章 総則 第1条 目的 第2条 定義 第3条 条例の最高規範性 第4条 自治の基本理念 第5条 自治運営の基本原則 第2章 市民 第6条 市民の権利 第7条 市民の役割 第3章 議会及び議員 第8条 議会の役割と責務 第9条 議員の役割と責務 第4章 市長及び職員 第10条 市長の役割と責務 第11条 市の職員の役割と責務 第5章 行政運営の基本 第12条 総合計画の位置づけ等 第13条 計画等の策定 第14条 健全な財政運営 第15条 行政評価 第16条 組織体制 第17条 附属機関等の設置及び運営 第18条 情報共有 第19条 個人情報保護 第20条 説明責任 第21条 行政手続 第22条 危機管理 第6章 基本原則に基づくまちづくりの推進 第23条 市民参加制度 第24条 市民意見の施策への反映 第25条 子どものまちづくりへの参加 第26条 区、町内会等の自治会活動 第27条 市民活動団体 第28条 協働で担う公共 第7章 他の自治体等との連携・協力	<p>ご意見、ご質問に対する回答は、右欄をご覧ください。</p> <p>○ 危機管理の位置づけは、第7章の方が現実的ではないか。あるいは、広域的な危機管理として7章に追加してもよいのではないか。</p>	<p>今回の回答（案）は、本日の「創る会」において、皆様にご意見をいただくための叩き台です。</p> <p>皆様からのご意見を参考に、今後、市役所内部組織での検討を加え、回答を作成したいと考えております。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>○ ご指摘のとおり、広域的な危機管理として大災害への備えや市民の担う役割の重要性もありますが、まずは市の役割として市民の生命・財産を守ることを基本的に位置付けています。</p>

牧之原市自治基本条例（仮称）試案パブリックコメントへの回答（案）

パブリックコメントにおける公表案	パブリックコメントでのご意見・ご質問	回答（市の考え）
第29条 国、県等との関係 第30条 他の自治体等との連携 第31条 国際交流の推進 第8章 条例の検討及び見直し 第32条 条例の検討及び見直し		
前文		
<p>わたしたちが暮らす牧之原市は、牧之原台地と駿河湾を見渡す自然の調和した美しく温暖な地域です。この地域の産業、文化や人情は、長い歴史の中で多くの人々の活力と英知、さらに、恵まれた自然環境によって育まれてきました。お茶をはじめとした農業や漁業、富士山静岡空港や東名相良牧之原インターチェンジ、御前崎港を拠点とした産業の発展もさらに期待されます。</p> <p>このかけがえのない地域資源と、互いを思いやる温かなこころや人と人のつながりなどの地域の絆を大切にします。そして、いつのときも誇りに思える「ふるさと」を、未来を担う子どもたちへ確実に引き継がなければなりません。そのためには、市民が自治の主体としての役割をあらためて自覚し、自ら考え、共に行動するという地域主権の精神に基づき、まちづくりを進めていきたいと考えます。</p> <p>このような認識のもとに、わたしたちは牧之原市の自治の基本理念を共有し、市民主体の新たな自治を確立し、市民一人ひとりが心豊かに生活するため、市の最高規範として、ここにこの条例を制定します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「地域を愛する」「地域を育てる」「地域と共に歩む」などの表現がほしい。 ○ 「私たちの住む牧之原市は、平成17年10月11日にこのまちに住む住民一人ひとりがそれぞれの価値に応じた「しあわせ」を実現する「幸福実現都市」を目指し誕生しました。合併の母体となった両町はかつてはこの地方の文化・行政の中心でしたが、その後の社会産業構造の変化によって衰退傾向を示し閉塞感が漂いつつあります。幸い、近年になってこの地域に「陸・海・空」のネットワークが形成され再び活力あるまちに変わる環境が整いつつあります。私たちはこの機会を活かし、市民・議会・執行機関が一体となって合併後10年目の節目となる平成26年までに、このまちを「幸福実現都市」とするよう、まちづくりの最高規範としてここに自治基本条例を制定いたします。」という表現はどうか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ この前文は、市民団体等の代表で構成される「自治基本条例を創る会」での多くの議論を経たものでありますが、御意見を参考に今後、再度の検討をしてみたいと思います。
第1章 総則		
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、市における自治の基本理念とまちづくりを担う市民・議会・市長等のそれぞれの権利や役割を定めることによって、市民主体による自治の実現を目的とします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「市長等」という表現は紛らわしい。「執行機関」としてはどうか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「市長等」と「執行機関」とは、同じ機関を示しています。検討段階では、「執行機関等」という表現を使用してきましたが、表現が堅く、かつ長い等の理由により「市長等」という表現を採用しました。「市長等」については、第2条で定義しており、その前に第1条でこの表現が出てきてしまうので、御意見のとおり紛らわしいという印象を受けるかと思いますが、御理解をお願いします。

牧之原市自治基本条例（仮称）試案パブリックコメントへの回答（案）

パブリックコメントにおける公表案	パブリックコメントでのご意見・ご質問	回答（市の考え）
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 解説の2行目、「それぞれの権利と役割を…」⇒「それぞれの権利・役割・責務を…」とすべきでは？ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 御意見のとおり、「それぞれの権利・役割・責務を…」と、修正させていただきます。
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。</p> <p>（1）市民 市内に住所がある人、市内に住む人、市内で働く人、市内で学ぶ人、市内において事業活動又は公益的な活動を行う人と法人その他の団体をいいます。</p> <p>（2）市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいいます。</p> <p>（3）市 基礎自治体としての牧之原市をいいます。</p> <p>（4）参加 市民がまちづくりに主体的にかかわり、市政に対し意見を述べることや、行動することをいいます。</p> <p>（5）協働 同じ目的のために、それぞれが対等な立場に立ち、役割と責任を担い、各自がお互いに相手の立場をよく理解し、より多くの力を合わせて協力して活動することをいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「市民」の定義。市内出身者（ふるさと納税者・まきのはら大使など）を入れることを考えるべき。 ○ 市民とは誰を指すのか。住民票のある人？ない人も含む？ 外国人も含むのか。 ○ 市民が中心の地方自治というイメージを綺麗な言葉で飾っているが、本来自治の主権を持っていない人たちも幅広く市民として位置付けている。条文からは全く別の意図が感じられるので、必ず辻褄の合わないところが出てくる。結論から言えば、住民に限らず市のサービスの受益者を広く市民として捉え、全ての受益者に応分の負担や協力をしてほしいとの考え方である。私も住民であり、納税者としてこの考え方には賛成であるが、今回の自治基本条例とは全く異質のものである。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の定義の中には入りませんが、将来的には検討することも大切な内容だと考えます。 ○ 住民票のない人や、外国人も含みます。 ○ 自治基本条例においては、住民が市政における主権者であることを再確認し、今後の地方主権の時代に対応できるよう住民自治の確立を目指しています。市民に対して負担を強いるものではなく、役割を認識していただき市民・議会・市長等の三者が一体となって協力しながらまちをつくりあげようという理想を目指すものです。
<p>（最高規範性）</p> <p>第3条 この条例は、市が定める最高規範であり、市は、他の条例等の制定及び改廃に当たっては、この条例の内容を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければなりません。</p>		
<p>（自治の基本理念）</p>		

牧之原市自治基本条例（仮称）試案パブリックコメントへの回答（案）

パブリックコメントにおける公表案	パブリックコメントでのご意見・ご質問	回答（市の考え）
<p>第4条 市民は、まちづくりの主体です。</p> <p>2 市政は、主権を有する市民の信託によるもので、市はその信託にこたえます。</p> <p>3 市民及び市は、それぞれ自らの果たすべき役割及び責任を自覚して、自主性を相互に尊重しながら、市民自治による協働のまちづくりを推進します。</p> <p>4 市は、国及び他の地方自治体と対等な立場で連携し、協力して共通する課題及び広域的な課題の解決を図ります。</p>	<p>○ 案では市民を住民だけでなく幅広く定義しており4条第2項で市民が市政の主権を有するとなっているが、住民でないものまで主権者と言えるか？法的な根拠はどうか？</p> <p>また、元々主権者である住民の内、条件を満たした有権者が権利を行使して議会と市長を選んでいるのに、その上、市民に主権があるかのような書き方は納得ができない。</p> <p>条文からは、苦しい市の財政を少しでも市民に協力してほしいとの意図が感じられるが、それならば単純に市民にボランティアとして協力してもらえらる仕組み作りをするべきだと思う。</p>	<p>○ 住民でない人をまちづくりに参加することができる根拠として、条例制定をめざすものです。ご指摘のとおり、市の財政は万全ではありませんが、財政問題の解決のために本条例を制定するものではありません。</p>
<p>（自治運営の基本原則）</p> <p>第5条 まちづくりを行う際の自治運営は、次に掲げる原則に基づき推進します。</p> <p>（1）情報共有の原則</p> <p>（2）参加の原則</p> <p>（3）協働の原則</p> <p>（4）ひとづくりの原則</p>	<p>○ 第3号は、協働の言葉の意味の説明になっているような感じ。もう少し掘り下げた記述が必要では？</p>	<p>○ 御意見を参考に、再度検討させていただきます。</p>
第2章 市民		
<p>（市民の権利）</p> <p>第6条 市民は、まちづくりの主体者としてまちづくりに関する政策の形成・執行・評価など市政に参加する権利を有します。</p>		
<p>（市民の役割）</p> <p>第7条 市民は、まちづくりの主体者であることを認識し、まちづくりに参加するに当たっては、公共の福祉に反することなく、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。</p>	<p>○ 見出しを「市民の役割」⇒「市民の役割と責務」にすべき。</p>	<p>○ ご指摘のとおり、見出しを「市民の役割と責務」と、修正させていただきます。</p>
第3章 議会及び議員		
<p>（議会の役割と責務）</p>		

牧之原市自治基本条例（仮称）試案パブリックコメントへの回答（案）

パブリックコメントにおける公表案	パブリックコメントでのご意見・ご質問	回答（市の考え）
<p>第8条 議会は、憲法に定める地方自治の本旨を実現するため、市政について評価・監視すると同時に、時代に即応したまちづくりを推進するため積極的に政策を立案します。</p> <p>2 議会は、市民に開かれ、市民が参加しやすいまちづくりができるよう公平性・透明性・独自性を確保した運営に努めます。</p>		
<p>（議員の役割と責務）</p> <p>第9条 議員は、全市地域の課題や市民の意見を的確に把握し、市民全体の福利の向上を目指して活動し、議会の機能を適切に果たせるよう努めます。</p>		
第4章 市長及び職員		
<p>（市長の役割と責務）</p> <p>第10条 市長は、市政の代表者として市民の信託に応え、この条例の理念を実現するため、公平、公正かつ誠実に市政を執行しなければなりません。</p> <p>2 市長は、その権限の行使に当たっては、自治の基本理念及び自治の基本原則にのっとり、常に市民の権利を保障することを基本としなければなりません。</p> <p>3 市長は、毎年度、市政運営の方針を定め、これを市民及び議会に説明するとともに、その達成状況を報告しなければなりません。</p> <p>4 市長は、市の職員を適切に指揮管理するとともに、その能力向上を図り、効率的な事務の執行を行わなければなりません。</p>		
<p>（市の職員の役割と責務）</p> <p>第11条 市の職員は、自治運営の基本原則にのっとり、職務を遂行しなければなりません。</p> <p>2 市の職員は、自らも地域の一員であることを認識して市民との信頼関係づくりに 努め、まちづくりに積</p>		

牧之原市自治基本条例（仮称）試案パブリックコメントへの回答（案）

パブリックコメントにおける公表案	パブリックコメントでのご意見・ご質問	回答（市の考え）
<p>極的に取り組まなければなりません。</p> <p>3 市の職員は、市民自治によるまちづくりの推進及び市政の運営に必要な能力の向上に絶えず努めなければなりません。</p>		
第5章 行政運営の基本		
<p>（総合計画の位置づけ等）</p> <p>第12条 市は、この条例の目的及び理念に基づくまちづくりの具体化のため、市の最上位計画として議会の議決を経て基本構想を定めるとともに、基本構想の実現を図るため、基本計画及び実施計画から構成される総合計画（以下「総合計画」という。）を策定します。</p> <p>2 基本構想及び基本計画に基づき策定する個別計画は、基本構想及び基本計画との整合及び連動を図らなければなりません。</p>		
<p>（計画等の策定過程）</p> <p>第13条 市長等は、基本構想、基本計画その他の計画（以下「計画等」という。）の策定に当たっては、市民が参加する機会を保障します。</p> <p>2 市長等は、計画等の進捗状況の管理及び達成状況の把握を適切に行い、その結果を市民に公表するとともに、社会経済状況の変化及び新たな行政需要に対応した計画等の改訂を行うものとします。</p>		
<p>（健全な財政運営）</p> <p>第14条 市長は、総合計画に基づいた財政計画を定め、財源の確保やその効率的、効果的な活用を図り、健全な財政運営を行います。</p> <p>2 市長は、市の保有する財産の適正な管理や効率的な運用に努めます。</p> <p>3 市長は、財政や財産の状況をわかりやすく公表します。</p>		
<p>（行政評価）</p>		

牧之原市自治基本条例（仮称）試案パブリックコメントへの回答（案）

パブリックコメントにおける公表案	パブリックコメントでのご意見・ご質問	回答（市の考え）
<p>第15条 市は、総合計画の着実な実行に基づき、効率的かつ効果的な行政運営を行うとともに、市政に関し市民に説明する責任を果たすため、行政評価を実施し、これに関する情報を市民に公表しなければなりません。</p> <p>2 市は、行政評価に関する市民の意見を適切に市政に反映させるよう努めます。</p> <p>3 評価の指標等は、市民の視点に立ったものとし、評価の結果は市民にとって分かりやすいものとするとともに、予算編成、組織及び機構の整備並びに総合計画の進行管理に反映させるものとします。</p>	<p>○ 民間のようにPDCAサイクルが回るようになるのか。</p>	<p>○ 今後、そのようになるよう努力していきます。</p>
<p>（組織体制）</p> <p>第16条 市は、広く人材を求め、適材適所の人事配置や効果的な人材育成に務め、職員と組織の能力が最大限発揮されるよう努めます。</p> <p>2 市の組織は、市民に分かりやすく、効率的かつ機能的なものであるとともに、社会経済情勢の変化や市民のニーズに的確に対応できるよう編成します。</p>		
<p>（附属機関等の設置及び運営）</p> <p>第17条 市長等は、開かれた市政の推進及び簡素で効率的な行財政運営を確保するため、市民、学識者等の意見を市政に反映させる審議会や委員会などの附属機関等を設置することができます。</p> <p>2 市長等は、附属機関等について必要な指針等を別に整備します。</p>		
<p>（情報共有）</p> <p>第18条 市は、まちづくりに関する情報を市民と共有するために、保有する情報を市民にわかりやすく提供するとともに、市民が迅速かつ容易に情報を得ることができるように、多様な媒体の活用その他総合的な情報提供の体制整備に努めます。</p> <p>2 市は、市民の知る権利を保障し、まちづくりについて市民に説明する責任を十分に果たすよう、保有する</p>	<p>○ 市政への参加意識には、情報共有が必要であると考え。例えば榛原病院の経緯や国民健康保険の税率アップ（納付書がきてビックリ！）についての事前情報が殆どなかった。具体的な施策を望む。（情報発信をどうするか。市民からの提案を受け、その結果どのようなになったか等）</p> <p>○ まちづくりは、まず行政から市民への「情報の提</p>	<p>○ ご意見のとおり、情報共有が市民参加の基本的条件であり、今後とも一層、正確、迅速、積極的に情報提供に努めてまいります。また併せて、情報提供のあり方について再検討し新たな方策を構築します。</p>

牧之原市自治基本条例（仮称）試案パブリックコメントへの回答（案）

パブリックコメントにおける公表案	パブリックコメントでのご意見・ご質問	回答（市の考え）
情報の公開を公正かつ適正に進めていきます。	<p>供」から始まる。行政が知らしめたくないと思えば情報の提供はなされず、情報共有はもとより、それから始まる「協働」は絵空事となる。</p> <p>○ まずは、行政からの詳しく、かつ迅速な「情報の提供」がまちづくりの基本である。終わった後に他から入ってくる情報などは「情報の提供」ではなく、地域市民を無視した行政の姿勢に他ならないと思う。</p> <p>漏れ聞こえてきた情報では「時、既に遅し」となり、手の打ちようがない。協働どころか、陳情・要望を【お上】にお願いし、幕引きとなってしまう。各部署、各職員の行政改革、意識改革を推進されたい。</p>	
<p>（個人情報保護）</p> <p>第 19 条 市は、個人情報の重要性を認識し、その収集や利用、提供、管理などについては、別に条例の定めるところにより適切に行政手続を行い、これに基づいて取り扱わなければなりません。</p>		
<p>（説明責任）</p> <p>第 20 条 市長等は、施策の立案、実施や評価のそれぞれの段階において、その必要性及び妥当性、内容、効果及び手続を明らかにし、市民に広く意見を求めるとともに、わかりやすく説明しなければなりません。</p>		
<p>（行政手続）</p> <p>第 21 条 市長等は、別に条例の定めるところにより適切に行政手続を行い、まちづくりの運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利と利益の保護に努めます。</p>		
<p>（危機管理）</p> <p>第 22 条 市は、緊急時に備え、市民の生命及び財産を守ることができるよう総合的かつ機動的な危機管理の体制を確立するよう努めます。</p>		

牧之原市自治基本条例（仮称）試案パブリックコメントへの回答（案）

パブリックコメントにおける公表案	パブリックコメントでのご意見・ご質問	回答（市の考え）
第6章 基本原則に基づくまちづくりの推進		
<p>（市政への市民参加制度）</p> <p>第23条 市長等は、市政に関する重要な施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、市民参加のための仕組みを整備します。</p> <p>2 市長等は、それぞれの事業に応じて効果的な市民参加の手法を選択するとともに、これを公表し、実施します。</p>	<p>○ 市民と行政が協働で地域の活性化等に努めることは市財政状況の良くない現在、特に重要であり、そのためには市民が生活の中で感じる事項を行政が効率よく収集し、行政に反映させる仕組みを作り、明記する必要があると思う。</p> <p>例えば「意見交換会」等の形式的な場だけでなく、行政の窓口を設置する投書箱等に投書される各種の声（職員が対応した記録も含め）を定期的に担当部署が集め分類し、一つひとつを検討し「行政として取り入れる事業か」「市民協働で推進する項目か」「実施困難な事項」等の結果を公表する。このような仕組みを条文に明記すれば自治基本条例の精神を実現する一つのポイントが出来るのではないか？</p>	<p>○ 市民参加の制度のひとつとして、ご提案いただいた仕組みも大変重要なものと感じます。具体的な制度として今後、検討をいたします。</p>
<p>（市民意見の施策への反映）</p> <p>第24条 市長等は、市民参加により表明された意見や示された提案を総合的に検討し、その経緯並びに結果を市民に公表するとともに、適切に施策に反映させるよう努めます。</p>		
<p>（子どものまちづくりへの参加）</p> <p>第25条 子どもは、個人として尊重され、まちづくりに参加する権利を有します。</p> <p>2 市民及び市長等は、子どもがその年齢に応じてまちづくりへ参加する機会を保障し、適切な支援に努めます。</p>		
<p>（区、町内会等の自治会活動）</p> <p>第26条 市民は、区、町内会等が自治の担い手であることを認識し、互いが地域の中で安心して暮らし続けることができるよう、自主的に自治会活動に参加し、交流しながら、相互に助け合うとともに、身近な地域課題の解決に向けて協力して行動するよう努めます。</p>		

牧之原市自治基本条例（仮称）試案パブリックコメントへの回答（案）

パブリックコメントにおける公表案	パブリックコメントでのご意見・ご質問	回答（市の考え）
<p>2 市長等は、区、町内会等の自主的な地域における活動の役割を尊重しながら適切な支援を行います。</p> <p>3 区、町内会等の代表者は、その構成員の意思を尊重し、意見を取りまとめ、市との協働を円滑に図るよう努めます。</p>		
<p>（市民活動団体）</p> <p>第27条 市民は、市民活動団体がまちづくりの重要な一員であることを理解し、その自主性及び自立性を尊重し、その活動を守り育てるよう努めます。</p> <p>2 市長等は、市民活動団体の自主的な地域における活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、適切な支援を行います。</p>		
<p>（協働で担う公共）</p> <p>第28条 市長等は、市民との協働による公共的な課題解決のための仕組みを整備します。</p> <p>2 市民は、さまざまな主体が公共を担うための協働の推進に努めます。</p>		
第7章 他の自治体等との連携・協力		
<p>（国、県等との関係）</p> <p>第29条 市は、市民にもっとも身近な自治体として、国、県等とそれぞれ適切な役割分担の下、対等な関係を確立します。</p>		
<p>（他の自治体等との連携）</p> <p>第30条 市は、広域的な課題の解決を図るため、他の自治体等との連携及び協力をするよう努めます。</p>	<p>○ 他の自治体との連携・協力で、広域課題の解決だけでなく、広域的な発展を目指した産業振興上の取り組みを含んだらどうか。</p>	<p>○ この条例では、まちづくりの理念や基本的なルールを定めていますので、具体的な取り組みや事業内容等については、この条例とは別に定めることとしておりますので、ご理解をお願いします。</p> <p>なお、ご意見を参考に、第2項として「地域産業、経済の発展をめざして他の自治体との連携、協力を行う」旨の条文を加えるかどうか、検討させていただきます。</p>
<p>（国際交流の推進）</p>		

牧之原市自治基本条例（仮称）試案パブリックコメントへの回答（案）

パブリックコメントにおける公表案	パブリックコメントでのご意見・ご質問	回答（市の考え）
第31条 市は、自治の確立と発展が国際的にも重要なものであることを認識し、海外の自治体等との連携、交流等を積極的に推進するよう努めます。		
第8章 条例の検討及び見直し		
(条例の見直し等) 第32条 市は、この条例の施行後5年以内ごとに施行状況を検証し、その結果に基づいて必要な措置を講じることとします。 2 市は、この条例の見直し等をするときは、市民の意見が反映できるように適切な処置を講じなければなりません。		
内容全体に関する意見		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 牧之原市の条例としての特徴が出ていない。言い換えればどこの市町村にもあてはまってしまう条例ではないか。 ○ 市の独自性が弱い。23条には多少、牧之原市としての角度づけが見られるが…。基本条例とはこういうもので、それを具体化していくプロセスに市としての独自性が発揮されるということか？ ○ 書かれていることは理想論として素晴らしいものだが、①住民の意識変革②仕組みづくり③実際の行動、の3点が今後重要になってくると思う。更なる健闘を期待する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 条例としての牧之原市らしさとは何があるか、ひと言でお答えするのは大変難しいと思います。他の市町村にあまり見られない項目として、「子どものまちづくりへの参加」がありますが、この自治基本条例を制定し、市民を主体として今後、牧之原市らしさを構築していきたいと思います。 ○ 自治基本条例はまちづくりの基本的ルールを定めたものですから、他市町の条例と比較すると理念や原則では、大きな差異はないと思います。基本条例に則り、具体的な政策へ反映させる際に独自性を発揮していくことが大切と考えます。また、23条のほか前文において牧之原市の自然、風物、まちづくりへの想いなどを含む「牧之原市らしさ」を表現していきたいと考えています。 ○ ご指摘の3つは、まさに重要なポイントになると思います。制定後も、生きた条例として育てていきたいと考えます。今後も、わかりやすい解説書やパンフレットなどの作成を含めて啓発活動に取り組んでいきたいと考えます。

牧之原市自治基本条例（仮称）試案パブリックコメントへの回答（案）

パブリックコメントにおける公表案	パブリックコメントでのご意見・ご質問	回答（市の考え）
	<p>○ 他の市の条例に含まれているが試案に含まれていない項目（①「まちづくり」の定義、②「要望、苦情への対応」に関する条文、③「住民投票」に関する条文）は？</p> <p>○ 今のままで住民の主権は守られており、意見を言う機会やチャンネルは幅広く確保されていて抹殺されることなどありえないのに、なぜわざわざ条例をつくる必要があるのか。行政の施策に市民が参加して協力してほしいなら、この条例ではなくもっと別の方法があるはず。施策の決定に市民参加を求めて幅広く意見を聞きたいのならば、私はその考え方には反対。 全国の地方自治体財政が破綻の危機にあるのは、住民の我が儘に依って多くの無駄なことをしてきたことが大きな原因のひとつ。 市長と議会は住民のためになることをするのであって、そのためには反対があっても信念を持って決定し、正しい判断だということを結果で示して審判を受けるべきです。 住民の意見を参考にするのは勿論大切だが、幅広く意見を聞くのは喜ぶことしかしなくなることにつながり、ますます財政困窮に向かっていくことになる。</p> <p>○ 条文の表記方法については、意見が分かれるところだが、平文の表記は良いと感じた。現実的には全条文を読破する市民は多くないであろうが、何らかの機会、例えば学校教育の場面等で、条例そのものを読む機会があったとき、少しでも取っ付きやすいものの方が良いと思うので、諸条件が許すなら平文表記の条例として頂ければ幸いです。</p>	<p>○ ①の「まちづくり」＝「自治」と考えます。②は、今後、入れ込むかどうかの検討をいたします。③の住民投票制度は、住民自治を担保するものとして、大切な制度であります。一方、住民投票制度には、正確な情報提供、投票権者、投票結果の拘束性など大きな課題がありますので、今後、別条例として制度確立のため検討をしていきたいと考えます。</p> <p>○ 住民が首長、議員を選挙するという二元代表制のもと、住民の主権は守られています。自治基本条例は、市政運営に市民の参加を求めることにより、住民自治を更に高めていこうとするものです。そして、より良い政策決定をするために広く住民の意見を聞くことが大切であり、議論の質を高めるための市民参加、市民意見の反映、市民による市政のコントロール、と考えています。</p> <p>○ 法令としてできる限り平易な表現・語句を使用していきたいと考えていますが、今後、市の法令審査を受ける中で、これまでに制定した他の条例との整合を取りながら決定していくこととなります。 なお、子どもたちにもわかりやすい解説文を作成し、学校の間でも読んでいただけるものを作成することも検討してゆきます。</p>

牧之原市自治基本条例（仮称）試案パブリックコメントへの回答（案）

パブリックコメントにおける公表案	パブリックコメントでのご意見・ご質問	回答（市の考え）
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 条文内の片仮名表記については、十分に日本語化した片仮名英語、若しくは、他に表現方法がないものについては良いと思うが、それ以外は可能な限り日本語表現として頂ければ、と思う。具体的には第16条の2の「ニーズ」。ただし、意図を持ってこの単語を使用した場合には、そのままが良いと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 片仮名表記については再度、見直しを行います。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民の声、相談を積極的にしてほしい。無駄な財政、市民の立場を考えて。事業仕分け、行政改革をしっかりと考えて。 ○ 見ただけでウンザリし、読まなければと努力しても途中でイヤになるようなこの試案をどれだけの方が理解し意見が提出できるか疑問。何を申請しても「予算がない」の一点張りなのに、これだけの資料を作成するにはかなりの経費が使われている筈。税金の無駄遣いではないのか？もっと理解しやすい方法で、金を使わず労力を使う行政を進めて欲しい。榛原病院の広報活動を見習ったらどうか。提出方法もおかしい。 ○ 現在は、市政に対する意見を受け付ける目安箱すら、ない。 ○ 静岡県条例「歯と口の健康を守る条例」の成立に伴い、牧之原市でも同様の条例を作ってほしい。 ○ 条例の中に「歯と口の健康」の項目を入れてほしい。 ○ 条例に謳ってあることは当然のことであって、条文化する必要はなし 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民の声の反映、市民の相談に応えることができるよう行政の意識改革を図り、健全な財政運営を更に進めていきます。自治基本条例は、行政改革のひとつの手段です。 ○ 他の条例も含めて、文言・条文だけでは理解が難しいものと思います。現在、条例案の作成にあたっては、市民委員もボランティアで参加しており、条例の重要性を考えれば特別な費用を要しているものではありません。 ○ 「市政に対する意見を受け付ける目安箱」の設置については、今後、検討させていただきます。 ○ 自治基本条例の中に、「歯と口の健康」という具体的な取り組みまで盛り込むことは難しいと思いますが、個別の条例作成についてのご意見は、担当室に伝えました。今後、条例作成について検討してゆきたいと考えます。 ○ 当然のことでありながら、実行性が伴っていないことが多く見受けられます。明文化することにより、実行性の確保をしていきます。

牧之原市自治基本条例（仮称）試案パブリックコメントへの回答（案）

パブリックコメントにおける公表案	パブリックコメントでのご意見・ご質問	回答（市の考え）
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多くの関係者が日数をかけて成立する条例であり、その努力に敬意を表する。しかしながら、条例制定までの過程で労力を使い果たし、その後の進捗状況がいまいちであった例もあると聞いた。様々な条例の上位に関連づける条例であり、目的を達成するために本条例の制定が新たな仕事のスタートであることを再認識してほしい。 ○ 区の組長会で条例の説明を聞いたが、すぐには理解できず、何か腑に落ちないものを感じた。「条例」と枠をすることにより、皆が足並みを揃えるかもしれないが、全員の足並みが揃うかといえばそうではないと思う。世の中はとてつもなく速いスピードで進化しており、10年前に先を見通して策を講じてきたものが、今の現代に適用できるのか？市長には5年前のマニフェストはマニフェストとして置き、現代に必要な施策にもっと勇気と決断を持って臨んでいただきたい。市職員の大切な時間を市長の自己のマニフェストを実行するために使うなら、市役所の玄関前に貼り出している『市民のための市役所』を『市長のための市役所』にして牧之原市自治基本条例を作成して頂きたい。枠にはめなくても済む地域社会が出来ることを、望んでいます。 ○ 自治基本条例でまず明確にすべきことは、市民と行政の基本的な関係、つまり市民が行政に対価（税）を支払うことによって行政は市民にサービスを提供するという主従関係である。行政は、市民に仕えるためののみ存在するのであって、決して市民に対して対等ではない。第1条では市民主体による自治を目的としながら、第2条(5)協働では「市民と行政…が対等な立場に立ち云々」として、市民と行政を対等な立場に置いている。これは誤りである。行政とは何であるかという原点に立ち返って、本条例試案全般について、再検討すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ご指摘のとおりであると思います。作成することが最終目的ではなく、今後これを生きた条例として活用していきたいと考えておりますので、今後ともご支援をお願いいたします。 ○ 貴重なご意見として伺いました。市長に対する意見の部分もありますので、ご意見として提出されたことと受け止めます。自治基本条例は、地域社会を拘束するものではなく、自由な住民の意思を尊重することを目指していこうと考えています。 ○ 本来の行政・市民の関係の原点に立ち帰るものであり、ご意見のとおりであると考えます。「対等な立場」とは互いを尊重し合いながらまちづくりを行っていこうとするものであり、主従や上下関係を指すものではありません。

牧之原市自治基本条例（仮称）試案パブリックコメントへの回答（案）

パブリックコメントにおける公表案	パブリックコメントでのご意見・ご質問	回答（市の考え）
	<p>○ 図書館を充実してほしい。隣の御前崎、吉田には立派な図書館があり羨ましく思う。場所はどこが良いのかわからないが、相良、榛原の住民が公平に恩恵に浴せる所、例えば片浜などの旧両町の間地点を考えて建設してほしい。また、両庁舎で課が合併するなどして空き部屋が出来れば、それらを活用して図書館の充実を考えるのも一案であろう。静かに読書や学習する環境を是非、整えて欲しいと思う。</p>	<p>○ 図書館の充実を要望されている声があることは承知しております。本パブリックコメントの場では、具体的な回答は申し上げられませんが、今後、市民の大切な意見のひとつとして市政運営に反映していきます。</p>

パブリックコメント以外でいただいた牧之原市自治基本条例（仮称）試案に対する意見とそれに対する市の考え方

パブリックコメントにおける公表案	パブコメ以外でいただいたご意見・ご質問	回答（市の考え）
目次 前文 第1章 総則 第1条 目的 第2条 定義 第3条 条例の最高規範性 第4条 自治の基本理念 第5条 自治運営の基本原則 第2章 市民 第6条 市民の権利 第7条 市民の役割 第3章 議会及び議員 第8条 議会の役割と責務 第9条 議員の役割と責務 第4章 市長及び職員 第10条 市長の役割と責務 第11条 市の職員の役割と責務 第5章 行政運営の基本 第12条 総合計画の位置づけ等 第13条 計画等の策定 第14条 健全な財政運営 第15条 行政評価 第16条 組織体制 第17条 附属機関等の設置及び運営 第18条 情報共有 第19条 個人情報保護 第20条 説明責任 第21条 行政手続 第22条 危機管理 第6章 基本原則に基づくまちづくりの推進 第23条 市民参加制度 第24条 市民意見の施策への反映 第25条 子どものまちづくりへの参加 第26条 区、町内会等の自治会活動 第27条 市民活動団体 第28条 協働で担う公共	ご意見、ご質問に対する回答は、右欄をご覧ください。	

パブリックコメント以外でいただいた牧之原市自治基本条例（仮称）試案に対する意見とそれに対する市の考え方

パブリックコメントにおける公表案	パブコメ以外でいただいたご意見・ご質問	回答（市の考え）
<p>第7章 他の自治体等との連携・協力 第29条 国、県等との関係 第30条 他の自治体等との連携 第31条 国際交流の推進 第8章 条例の検討及び見直し 第32条 条例の検討及び見直し</p>		
前文		
<p>わたしたちが暮らす牧之原市は、牧之原台地と駿河湾を見渡す自然の調和した美しく温暖な地域です。この地域の産業、文化や人情は、長い歴史の中で多くの人々の活力と英知、さらに、恵まれた自然環境によって育まれてきました。お茶をはじめとした農業や漁業、富士山静岡空港や東名相良牧之原インターチェンジ、御前崎港を拠点とした産業の発展もさらに期待されます。</p> <p>このかけがえのない地域資源と、互いを思いやる温かなところや人と人のつながりなどの地域の絆を大切にします。そして、いつのときも誇りに思える「ふるさと」を、未来を担う子どもたちへ確実に引き継がなければなりません。そのためには、市民が自治の主体としての役割をあらためて自覚し、自ら考え、共に行動するという地域主権の精神に基づき、まちづくりを進めていきたいと考えます。</p> <p>このような認識のもとに、わたしたちは牧之原市の自治の基本理念を共有し、市民主体の新たな自治を確立し、市民一人ひとりが心豊かに生活するため、市の最高規範として、ここにこの条例を制定します。</p>		
第1章 総則		
<p>（目的） 第1条 この条例は、市における自治の基本理念とまちづくりを担う市民・議会・市長等のそれぞれの権利や役割を定めることによって、市民主体による自治の実現を目的とします。</p>		

パブリックコメント以外でいただいた牧之原市自治基本条例（仮称）試案に対する意見とそれに対する市の考え方

パブリックコメントにおける公表案	パブコメ以外でいただいたご意見・ご質問	回答（市の考え）
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。</p> <p>（1）市民 市内に住所がある人、市内に住む人、市内で働く人、市内で学ぶ人、市内において事業活動又は公益的な活動を行う人と法人その他の団体をいいます。</p> <p>（2）市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいいます。</p> <p>（3）市 基礎自治体としての牧之原市をいいます。</p> <p>（4）参加 市民がまちづくりに主体的にかかわり、市政に対し意見を述べることや、行動することをいいます。</p> <p>（5）協働 同じ目的のために、それぞれが対等な立場に立ち、役割と責任を担い、各自がお互いに相手の立場をよく理解し、より多くの力を合わせて協力して活動することをいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民の定義はこれでよいのか。市民税を納めるのは住民登録がある人。収入がないと政策が実施できないのに、税負担のある人、ない人の区別はできないのか。 ○ 「住所がある人」「住む人」の違いは？ ○ 「住民登録のない人」とはどういう人？ 	
<p>（最高規範性）</p> <p>第3条 この条例は、市が定める最高規範であり、市は、他の条例等の制定及び改廃に当たっては、この条例の内容を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければなりません。</p>		
<p>（自治の基本理念）</p> <p>第4条 市民は、まちづくりの主体です。</p> <p>2 市政は、主権を有する市民の信託によるもので、市はその信託にこたえます。</p> <p>3 市民及び市は、それぞれ自らの果たすべき役割及び責任を自覚して、自主性を相互に尊重しながら、市民自治による協働のまちづくりを推進します。</p> <p>4 市は、国及び他の地方自治体と対等な立場で連携し、協力して共通する課題及び広域的な課題の解決を図り</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民が行政に関心を持ってチェック機能を持つようよ、というのが自治基本条例ということでのいいのか？ ○ 市民が主体となると、市の押し付けにならないか？ ○ 国や県と、市は対等で協力するということが、市民も市に協力せよ！と住民に押し付けているのが条例の考え方ではないのか？ 	

パブリックコメント以外でいただいた牧之原市自治基本条例（仮称）試案に対する意見とそれに対する市の考え方

パブリックコメントにおける公表案	パブコメ以外でいただいたご意見・ご質問	回答（市の考え）
<p>ます。</p> <p>（自治運営の基本原則）</p> <p>第5条 まちづくりを行う際の自治運営は、次に掲げる原則に基づき 推進します。</p> <p>（1）情報共有の原則</p> <p>（2）参加の原則</p> <p>（3）協働の原則</p> <p>（4）ひとづくりの原則</p>		
第2章 市民		
<p>（市民の権利）</p> <p>第6条 市民は、まちづくりの主体者としてまちづくりに関する政策の形成・執行・評価など市政に参加する権利を有します。</p>		
<p>（市民の役割）</p> <p>第7条 市民は、まちづくりの主体者であることを認識し、まちづくりに参加するに当たっては、公共の福祉に反することなく、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 権利と義務は表裏一体なのに、市民の権利の保障は強く出ているが、市民の義務が出てこない。（3件） ○ 自治基本条例ができると市民は具体的にどのようなことをやらなければならないのか。（2件） 	
第3章 議会及び議員		
<p>（議会の役割と責務）</p> <p>第8条 議会は、憲法に定める地方自治の本旨を実現するため、市政について評価・監視すると同時に、時代に即応したまちづくりを推進するため積極的に政策を立案します。</p> <p>2 議会は、市民に開かれ、市民が参加しやすいまちづくりができるよう公平性・透明性・独自性を確保した運営に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議会についての条項が2条しかないが、議会基本条例が制定済みなのでこの程度なのか。 ○ 議会基本条例は出来ているのか？出来ているならば、整合性は取れていると思うが、自治基本条例には8～9条といった「議会」に関する条項が入っているものなのか？ ○ 自治基本条例の肩代わりに議会基本条例があるということか？自治基本条例の最高規範性が揺らいでくるのでは？ ○ 市民が賛成しているのに、議会が反対する場合の市政運営は？ 	

パブリックコメント以外でいただいた牧之原市自治基本条例（仮称）試案に対する意見とそれに対する市の考え方

パブリックコメントにおける公表案	パブコメ以外でいただいたご意見・ご質問	回答（市の考え）
	○ この条例に議会はどう対応するのか？	
<p>（議員の役割と責務）</p> <p>第9条 議員は、全市地域の課題や市民の意見を的確に把握し、市民全体の福利の向上を目指して活動し、議会の機能を適切に果たせるよう努めます。</p>	○ 話し合いに議員が入ってこないのが分からない。議会基本条例を制定したから知らないという感じ。「お手並み拝見」のような雰囲気から議員から感じられる。	
第4章 市長及び職員		
<p>（市長の役割と責務）</p> <p>第10条 市長は、市政の代表者として市民の信託に応え、この条例の理念を実現するため、公平、公正かつ誠実に市政を執行しなければなりません。</p> <p>2 市長は、その権限の行使に当たっては、自治の基本理念及び自治の基本原則にのっとり、常に市民の権利を保障することを基本としなければなりません。</p> <p>3 市長は、毎年度、市政運営の方針を定め、これを市民及び議会に説明するとともに、その達成状況を報告しなければなりません。</p> <p>4 市長は、市の職員を適切に指揮管理するとともに、その能力向上を図り、効率的な事務の執行を行わなければなりません。</p>	<p>○ 「信託」等の言葉が入った条例を作って市民にどれだけ理解してもらえるか不安だが、一方でこれだけ強いものを作って役所がやっていけるのか？</p> <p>○ 市長はいつも最初にお金がないと言う。行政のプロがお金がないと言うのはプロではない。その中でどうするかを言ってほしい。</p>	
<p>（市の職員の役割と責務）</p> <p>第11条 市の職員は、自治運営の基本原則にのっとり、職務を遂行しなければなりません。</p> <p>2 市の職員は、自らも地域の一員であることを認識して市民との信頼関係づくりに 努め、まちづくりに積極的に取り組まなければなりません。</p> <p>3 市の職員は、市民自治によるまちづくりの推進及び市政の運営に必要な能力の向上に絶えず努めなければなりません。</p>	○ 市の職員は「協働」ということがわかっているのか？	
第5章 行政運営の基本		
（総合計画の位置づけ等）		

パブリックコメント以外でいただいた牧之原市自治基本条例（仮称）試案に対する意見とそれに対する市の考え方

パブリックコメントにおける公表案	パブコメ以外でいただいたご意見・ご質問	回答（市の考え）
<p>第12条 市は、この条例の目的及び理念に基づくまちづくりの具体化のため、市の最上位計画として議会の議決を経て基本構想を定めるとともに、基本構想の実現を図るため、基本計画及び実施計画から構成される総合計画（以下「総合計画」という。）を策定します。</p> <p>2 基本構想及び基本計画に基づき策定する個別計画は、基本構想及び基本計画との整合及び連動を図らなければなりません。</p>		
<p>（計画等の策定過程）</p> <p>第13条 市長等は、基本構想、基本計画その他の計画（以下「計画等」という。）の策定に当たっては、市民が参加する機会を保障します。</p> <p>2 市長等は、計画等の進捗状況の管理及び達成状況の把握を適切に行い、その結果を市民に公表するとともに、社会経済状況の変化及び新たな行政需要に対応した計画等の改訂を行うものとします。</p>	<p>○ PDCAは誰がやるのか？</p>	
<p>（健全な財政運営）</p> <p>第14条 市長は、総合計画に基づいた財政計画を定め、財源の確保やその効率的、効果的な活用を図り、健全な財政運営を行います。</p> <p>2 市長は、市の保有する財産の適正な管理や効率的な運用に努めます。</p> <p>3 市長は、財政や財産の状況をわかりやすく公表します。</p>		
<p>（行政評価）</p> <p>第15条 市は、総合計画の着実な実行に基づき、効率的かつ効果的な行政運営を行うとともに、市政に関し市民に説明する責任を果たすため、行政評価を実施し、これに関する情報を市民に公表しなければなりません。</p> <p>2 市は、行政評価に関する市民の意見を適切に市政に反映させるよう努めます。</p>		

パブリックコメント以外でいただいた牧之原市自治基本条例（仮称）試案に対する意見とそれに対する市の考え方

パブリックコメントにおける公表案	パブコメ以外でいただいたご意見・ご質問	回答（市の考え）
<p>3 評価の指標等は、市民の視点に立ったものとし、評価の結果は市民にとって分かりやすいものとするとともに、予算編成、組織及び機構の整備並びに総合計画の進行管理に反映させるものとします。</p>		
<p>（組織体制） 第16条 市は、広く人材を求め、適材適所の人事配置や効果的な人材育成に務め、職員と組織の能力が最大限発揮されるよう努めます。 2 市の組織は、市民に分かりやすく、効率的かつ機能的なものであるとともに、社会経済情勢の変化や市民のニーズに的確に対応できるよう編成します。</p>		
<p>（附属機関等の設置及び運営） 第17条 市長等は、開かれた市政の推進及び簡素で効率的な行財政運営を確保するため、市民、学識者等の意見を市政に反映させる審議会や委員会などの附属機関等を設置することができます。 2 市長等は、附属機関等について必要な指針等を別に整備します。</p>	<p>○ 「特定の人が長くならないように」「多くの人に市民参加を」ということはああ、そうかなと思ったが、いろいろな役員選考の際には、人がいなくて選ぶのがたいへんとの声もある。「幅広く大勢」という文章は良いが実際には…という懸念もある。</p>	
<p>（情報共有） 第18条 市は、まちづくりに関する情報を市民と共有するために、保有する情報を市民にわかりやすく提供するとともに、市民が迅速かつ容易に情報を得ることができるように、多様な媒体の活用その他総合的な情報提供の体制整備に努めます。 2 市は、市民の知る権利を保障し、まちづくりについて市民に説明する責任を十分に果たすよう、保有する情報の公開を公正かつ適正に進めていきます。</p>	<p>○ 市が、市民に対して情報提供をきちんとしてもらいたい。条文には「必要に応じて」とあるが、「必要」は誰が判断するのか？</p>	
<p>（個人情報保護） 第19条 市は、個人情報の重要性を認識し、その収集や利用、提供、管理などについては、別に条例の定めるところにより適切に行政手続を行い、これに基づいて</p>		

パブリックコメント以外でいただいた牧之原市自治基本条例（仮称）試案に対する意見とそれに対する市の考え方

パブリックコメントにおける公表案	パブコメ以外でいただいたご意見・ご質問	回答（市の考え）
取り扱わなければなりません。		
(説明責任) 第20条 市長等は、施策の立案、実施や評価のそれぞれの段階において、その必要性及び妥当性、内容、効果及び手続を明らかにし、市民に広く意見を求めるとともに、わかりやすく説明しなければなりません。		
(行政手続) 第21条 市長等は、別に条例の定めるところにより適切に行政手続を行い、まちづくりの運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利と利益の保護に努めます。		
(危機管理) 第22条 市は、緊急時に備え、市民の生命及び財産を守ることができるよう総合的かつ機動的な危機管理の体制を確立するよう努めます。		
第6章 基本原則に基づくまちづくりの推進		
(市政への市民参加制度) 第23条 市長等は、市政に関する重要な施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、市民参加のための仕組みを整備します。 2 市長等は、それぞれの事業に応じて効果的な市民参加の手法を選択するとともに、これを公表し、実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民投票に関する事項がなぜ載っていないのか？（3件） ○ 市民を立案にまで参加させるということだが、例えば各種の審議会や委員会も同じ方々が多い。実際に、どういう手法でやるのか？「具体的な例」がどういうものか。 ○ みんなで決めよう、と言うと誰も責任を取らなくなってしまうような気がするので、個人的にはこの考えに賛同できない。 	
(市民意見の施策への反映) 第24条 市長等は、市民参加により表明された意見や示された提案を総合的に検討し、その経緯並びに結果を市民に公表するとともに、適切に施策に反映させるよう努めます。		

パブリックコメント以外でいただいた牧之原市自治基本条例（仮称）試案に対する意見とそれに対する市の考え方

パブリックコメントにおける公表案	パブコメ以外でいただいたご意見・ご質問	回答（市の考え）
<p>（子どものまちづくりへの参加）</p> <p>第25条 子どもは、個人として尊重され、まちづくりに参加する権利を有します。</p> <p>2 市民及び市長等は、子どもがその年齢に応じてまちづくりへ参加する機会を保障し、適切な支援に努めます。</p>		
<p>（区、町内会等の自治会活動）</p> <p>第26条 市民は、区、町内会等が自治の担い手であることを認識し、互いが地域の中で安心して暮らし続けることができるよう、自主的に自治会活動に参加し、交流しながら、相互に助け合うとともに、身近な地域課題の解決に向けて協力して行動するよう努めます。</p> <p>2 市長等は、区、町内会等の自主的な地域における活動の役割を尊重しながら適切な支援を行います。</p> <p>3 区、町内会等の代表者は、その構成員の意思を尊重し、意見を取りまとめ、市との協働を円滑に図るよう努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今までも、道役（みちやく）、運動会等、自治会が自主的に行ってきた。なぜ、今になって縛りをつけるのか？ ○ 住民主体なら、住民が自由にやればよいのでは？我々のコミュニティのルールは、そんなに間違っていない。なぜ、今やらなければならないのか？ ○ 自治会に対する支援が今まで以上に良くなるということですね？ ○ 市役所は自治会をもっと使っていくということか？ ○ 町内会長の仕事が増えるのではないか？縦割り行政でいろいろな部署から依頼が来ると大変である。 ○ 26条第3項（区や町内会の代表者の規定）は、これでは町内会長のやり手が居なくなってしまう気がする。 ○ 手っ取り早く言うと、市がやらなければならないことを分担してやるということか？ ○ 草刈りをやっていたが、できなければ誰かがやってくれるということか？ ○ 区が困れば、要望を上げれば市がやってくれる、という条例か？ ○ 区で困ったので市にお願いしたときに、それが変わらないなら意味がないのでは？より良いサービスを受けられるならよいと思うが…。 ○ 自治基本条例により個人的には自治会の役割は区民の負担が大きくなると思う。 	

パブリックコメント以外でいただいた牧之原市自治基本条例（仮称）試案に対する意見とそれに対する市の考え方

パブリックコメントにおける公表案	パブコメ以外でいただいたご意見・ご質問	回答（市の考え）
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在、区でもかなりボランティアで色々なことを行っている。条例で義務化されると、お前らもやれ、ということになる。そこを曖昧にして市民を巻き込むなら、先に区民の負担等のことを言っておいた方がいい。 ○ 行政に頼んでやればいいが、今は無理。地域がやればいいが、コミュニティが希薄になっているので難しい。新しい人たちは、コミュニティが薄い地域を望んでいる。 ○ 一番心配するのは、相良地区と榛原地区の違い。将来的には、どのように考えるのか？各自治会の規模等を検討して、組織化する考え方はあるのか？ ○ 旧相良、旧榛原の自治会の改革というのは、この条例にはまってくるのか？ ○ 地域主権と自治会のあり方について、どのように盛り込むのか？ 	
<p>（市民活動団体）</p> <p>第27条 市民は、市民活動団体がまちづくりの重要な一員であることを理解し、その自主性及び自立性を尊重し、その活動を守り育てるよう努めます。</p> <p>2 市長等は、市民活動団体の自主的な地域における活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、適切な支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民活動への援助の具体的な内容は決まっていないのか？ ○ NPOを育てていくことが重要だと思う。今は、市内にいくつあるのか？これからどんどん作っていくのか？お金の援助はするのか？ 	
<p>（協働で担う公共）</p> <p>第28条 市長等は、市民との協働による公共的な課題解決のための仕組みを整備します。</p> <p>2 市民は、さまざまな主体が公共を担うための協働の推進に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「協働で担う公共」「新しい公共」ということであるが、「公共」の概念についての説明がない。 ○ 協働という言葉を初めて聞いた。「どこがやれば一番うまくいくか」を誰が判断するのか？役所の押し付けか？ 	
第7章 他の自治体等との連携・協力		
（国、県等との関係）		

パブリックコメント以外でいただいた牧之原市自治基本条例（仮称）試案に対する意見とそれに対する市の考え方

パブリックコメントにおける公表案	パブコメ以外でいただいたご意見・ご質問	回答（市の考え）
第29条 市は、市民にもっとも身近な自治体として、国、県等とそれぞれ適切な役割分担の下、対等な関係を確立します。		
(他の自治体等との連携) 第30条 市は、広域的な課題の解決を図るため、他の自治体等との連携及び協力をするよう努めます。		
(国際交流の推進) 第31条 市は、自治の確立と発展が国際的にも重要なものであることを認識し、海外の自治体等との連携、交流等を積極的に推進するよう努めます。		
第8章 条例の検討及び見直し		
(条例の見直し等) 第32条 市は、この条例の施行後5年以内ごとに施行状況を検証し、その結果に基づいて必要な措置を講じることとします。 2 市は、この条例の見直し等をするときは、市民の意見が反映できるように適切な処置を講じなければなりません。	○ 最高規範といいながら見直し規定があるのはどうなのか。	
内容全体に関する意見		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 拘束力はどのくらいあるのか。またあまり拘束力のない条例ならば、なくてもいいと思うが？（2件） ○ 役所から「条例があるからできません」などと言われることはあるか？ ○ 日本中で自治基本条例が出来てきているが、そろそろ効果とか検証が出てきているのではないかと思う。他市町の事例があれば、教えてほしい。 ○ 条例と、事業仕分けとの関係は？ ○ 市民憲章の制定は考えているのか？（3件） ○ 条例と総合計画の整合性は、どうなっているのか？ 	

パブリックコメント以外でいただいた牧之原市自治基本条例（仮称）試案に対する意見とそれに対する市の考え方

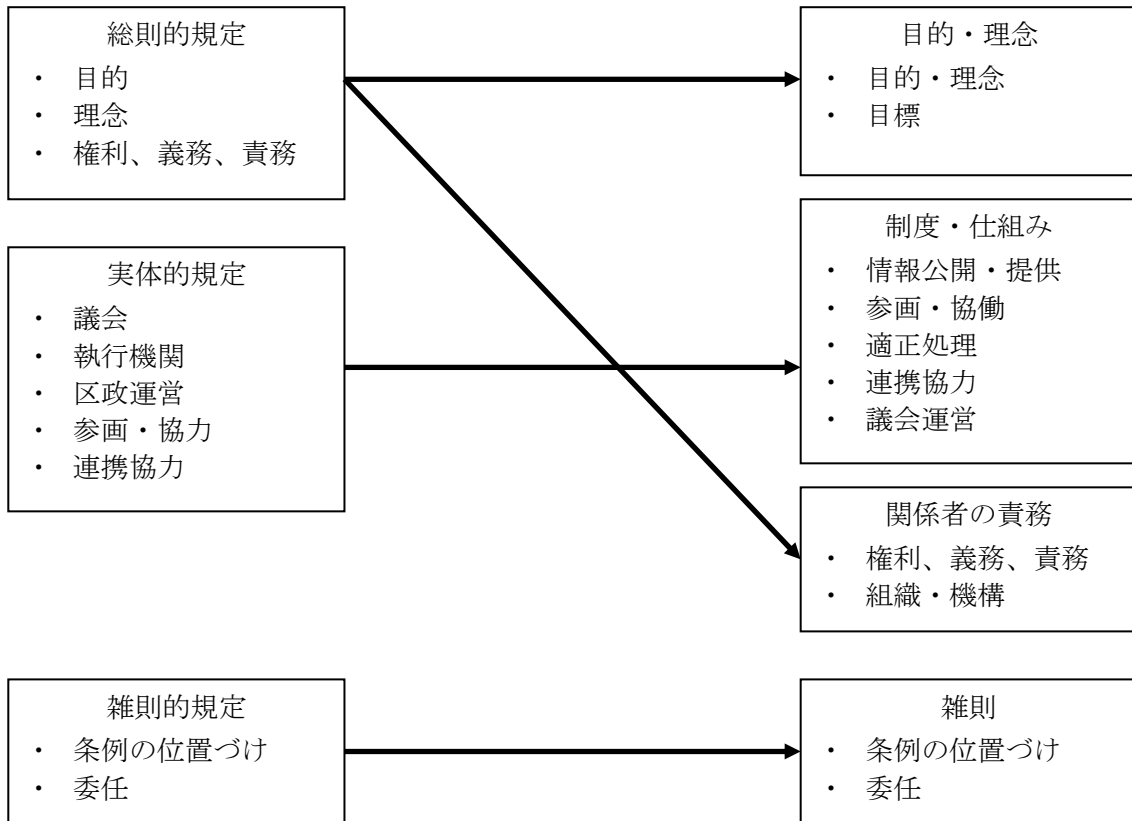
パブリックコメントにおける公表案	パブコメ以外でいただいたご意見・ご質問	回答（市の考え）
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市長が変わって、この条例を「廃止する」と言ったらどうなるのか？ ○ 易しい文章表現で、解説がなくても分かるようにしてほしい。 	
条例の必要性		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民側から言わせると、牧之原市ではどんどん縛りをかけられて、他の市町の方が住みやすいな、ということになっても困る。 ○ 建築業者から「牧之原市では建売住宅は売れない」という話を聞いた。市民にとって住みにくくなっている中で、条例という足かせができてどうか？という不安もある。 ○ 一番大事なことは成果（＝どう変わったか？）だと思う。役所のやり方がどう変わるのか？というのが一番分かり易い。具体的に、目に見えてここが変わるといことがないと市民にはわかりにくい。条例が出来ると何が変わるのか？（3件） ○ 世の中の流れとして作っているの魂が入ってこないと思う。 ○ 市民自治は他の市でも進んでいるのか？例えば御前崎市でも条例は制定されているのか？ ○ 自治は進んでやることだから、市からあれこれやるというのは、おかしいと思う。 ○ 今は、ルールはないが、よいコミュニケーションがとれている。こういう条例が欲しいのか？ 	
条例制定後の運用		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 具体的な部分は別に定めるということだが、2～3年も空いてしまったら意味がないので、重要な部分は早めに整備してほしい。 ○ 自治基本条例に関連する条例とは、どういうものがあるのか？ ○ 条例を作ったら、諮問委員会のようなものを作り、きちんと機能しているかチェックする所が必要だと思う。 	

パブリックコメント以外でいただいた牧之原市自治基本条例（仮称）試案に対する意見とそれに対する市の考え方

パブリックコメントにおける公表案	パブコメ以外でいただいたご意見・ご質問	回答（市の考え）
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議決後は、自治基本条例のパンフレットを作るのですか？ ○ 心配なことは、2年くらいで変わってしまうこと。継続性を持たせていくのが難しい。 	
検討のプロセス		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 条例の制定が時代の流れということはよくわかるが、もう少し慎重に検討していただきたい。 ○ 一部の市民の意見がまとめられていると思われる。もっと多くの市民の意見をまとめることが必要では？ ○ この試案を策定するにあたり参考にした市町はどんなところがあるのか？ ○ 12月議会に上程するのはよいのか？と思う。もう少し、勉強したり議論する時間が必要ではないか。（2件） ○ 議決されて施行されるのは、いつごろか？ ○ 条例制定に関する、これからのスケジュールは？ ○ 一般の市民への広報活動はどうなっているのか？ ○ 条例の制定作業は、国の指導に基づいてやっているのか？市独自か？ ○ 議員に対しては、条例説明会を定期的に行っていく予定か？ 	

パブリックコメント意見等を踏まえての条例試案の見直し方針（案）

- 1 可能な限り意見、要望等に応じた見直し等を行う。
- 2 条例の構成の見直し（提案）



※引用文献

「協働社会をつくる条例」 P173
大阪国際大学教授 松下啓一著

- 3 定義の追加 → 「まちづくり」「市政」
- 4 市民と議会、市長等の基本的な関係にかかわるご意見について
→目的、自治の基本理念でこの基本的な関係を表すよう見直す。
(パブコメ 13/13 の一つ目の白丸)
- 5 「情報共有」にかかわるご意見について
→情報共有があって初めて市民参加が意味をなす。（「市民の知る権利」「行政の説明責任」
「情報公開」「個人情報の保護」の規定をまとめた構成とする。）
- 6 「条例制定後の進捗状況がいまいち・・・」にかかわるご意見について
→この条例を守り育て、適切なまちづくりの推進を図るための「市民委員会等」を置く。規定を設ける。

7 「枠にはめなくても済む地域社会に・・・」にかかわるご意見について

→次を参考に26条、27条、28条を見直す。

パブコメ以外の意見
3/13、4/13、9/13、10/13

□引用文献 「自治基本条例の理論と方法」公人の友社 P39

神原 勝 北海道大学大学院法学研究科教授

『私が考える自治基本条例は、自治体という政府機構を運営するための基本ルールを定めること、
いいかえれば、市民が自治体という権力をコントロールするための「自治体運営基本条例」です
から、市民自由の領域に属するコミュニティあるいはコミュニティ活動に関しては、次元の違う問題
なので、自治基本条例では触れないほうがよい』

□引用文献 「わたしたちのまちの憲法」日本経済評論社 P188～189

木佐茂男

編

逢坂誠二

『公共性の実現主体とその責務

地域の公共的な課題を解決する主体は、今日、政府組織（国・自治体）に限らず、多様化してい
る。個人、営利企業、地域コミュニティ団体（町内会など）、非営利活動組織（いわゆるNPO）や
公益法人、特別な公共団体（行政体）など、多くの人々・組織（団体）が公共性の実現にかかわっ
ている。

公共性のあり方（いわゆる公共哲学ないし公共の哲学）やその内容を決める権限を行政当局が独
占すると考えることは、今日では許されない。ただし、公共性のあり方・内容にかんする考え方も、
ニュー・パブリック・マネジメント（NPM）から補完性の原理まで、多種多様なものが混在して
唱えられているのが現状である。

もっとも自治体は「地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割」（地方自治法第一
条の二第一項）を担う主体として、こうした多元化・多様化する考え方を調整してまとめ上げるこ
とが求められる。

こうした点で、「自治基本条例は地域社会における公益のあり方を規定し、公共性の基本理念を
明確にするものである以上、当該地域社会における公益と公共性を具体的に定義し、それらを担う
主体を明確にする必要がある。』

8 追加を検討する規定

- ・ 要望、苦情等への対応
- ・ 住民投票

資料3 参考

資料 3

自治基本条例内容対照表 (要望、苦情等への対応)

三鷹市自治基本条例(H17.10.1 施行)	ニセコ町まちづくり基本条例(H12.12.27 施行)
<p>(要望、苦情等への対応)</p> <p>第 18 条 市長等は、市政に関する市民の要望、苦情等に誠実、迅速かつ的確に対応するとともに、その結果について速やかに市民に回答しなければならない。</p> <p>2 市長等は、市民から苦情として寄せられた事案について、その原因を追求し、再発防止、未然防止等の適切な対応に努めなければならない。</p> <p>3 市長等は、毎年度、市民の要望、苦情等への対応状況について年次報告を取りまとめ、これを公表する。</p> <div data-bbox="159 464 1059 651" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>解説</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民から寄せられた要望・苦情等についての確な対応を図り、サービスや施設の改善につなげる取組みは、民間企業では以前から重視し、商品の改良などに結びつけてきました。行政においても市民満足度の向上を図り、市民との信頼関係を強化するうえで、その取組みはますます重要になっていると考え、この規定を定めています。 </div>	<p>(意見・要望・苦情等への応答義務等)</p> <p>第32条 町は、町民から意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、応答しなければならない。</p> <div data-bbox="1126 336 2067 644" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>解説</p> <ul style="list-style-type: none"> 町が応答するものは、「苦情」だけではない。意見、要望などと共に、町民相互の声に総合的に応答する姿勢や仕組みが重要である。 「苦情」の用語について 「苦情」は歴史的に行政側が主に用いてきた言葉であり、町民主体の用語ではない。従ってこの言葉を使い続けることは本来望ましくないが、「法律上不利益処分には至らないが、本人が不利益を受けたと認識し、こうしたことを申し出る」ということを表す適切な用語がないため、「苦情」として整理し残すこととした。 なお、不利益処分とは、行政手続法第 2 条第 4 号における行政の処分をいう。 </div> <p>2 町は、前項の応答に際してその意見、要望、苦情等にかかわる権利を守るための仕組み等について説明するよう努めるものとする。</p> <div data-bbox="1126 751 2067 970" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>解説</p> <ul style="list-style-type: none"> 本状の規定は、不利益処分を受けた者が当然の権利として権利保全を申し出ができることを保証することが主眼となっている。「苦情」が法制面でも正面から問題とされてこなかった経緯をふまえ、具体的に明文化したものである。 不利益処分に対する権利救済手続を明示することが大切だが、日常の窓口対応や電話対応の中で適切に対応することを規定している。 </div> <p>3 町は、前2項の規定による応答を迅速かつ適切に行うため、対応記録を作成する。</p> <div data-bbox="1126 1046 2067 1286" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>解説</p> <ul style="list-style-type: none"> 対応記録について 町が迅速かつ町民の権利保護を前提とした処理を進めるための記録として、町の責任を規定した。対応記録簿の作成等、その対応内容が具体的に分かるものを残す。そうした取組みの中で、町職員が常に紛争解決手段を念頭に置いた対応をできるようになることが重要である。具体的な様式の定めはないが、前 2 項の対応過程が明確に残る内容とする。 </div>

資料 3

自治基本条例内容対照表 (要望、苦情等への対応)

三鷹市自治基本条例(H17.10.1 施行)	ニセコ町まちづくり基本条例(H12.12.27 施行)
<p>(オンブズマン)</p> <p>第 19 条 市長は、市民の市政に関する苦情を公正かつ中立な立場で迅速に処理することにより、市民の権利利益を擁護し、市政に対する市民の信頼性を高め、公正かつ透明な市政の推進を図るため、三鷹市総合オンブズマン(以下「オンブズマン」という。)を設置する。</p> <p>2 オンブズマンは、市民の申立てに係る苦情又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、市長等に対して意見を述べ、若しくは是正等の措置を講ずるよう勧告し、又は苦情等の原因が制度そのもの起因するときは当該制度の改善に関する提言を行うことができる。</p> <p>3 市長等は、オンブズマンの職務の遂行に関しその独立性を尊重し、積極的な協力援助を行うとともに、オンブズマンから勧告又は提言を受けたときは、これを尊重し、誠実かつ適切に処理しなければならない。</p> <div data-bbox="145 523 1059 675" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>解説</p> <ul style="list-style-type: none"> オンブズマン制度について、市独自の「市民の救済制度・不服申立て制度」としての位置付けを明確にするために、総合オンブズマン条例に定める基本的事項を自治基本条例でも定めています。 </div>	<p>(意見・要望・苦情等への対応のための機関)</p> <p>第 33 条 町は、町民の権利の保護を図り、町の行政執行により町民が受ける不利益な扱いを簡易かつ迅速に解消させるため、不利益救済のための機関を置くことができる。</p> <div data-bbox="1128 341 2089 842" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>解説</p> <ul style="list-style-type: none"> いわゆるオンブズマンだけを意図しているものではない。私たち町民が行政から不利益処分を受けたことに対する権利保全のためのさまざまな機関の可能性を考える。 本条では、不利益救済機関の権限を明示していない。これは、不利益救済機関そのものがどのような組織となるか容易に想定できないためであり、具体的な設置と同時に機関が持つ権限を明示しなければならない。 行政の行為により不利益を受けた住民の救済手段については、現行の法制度上においても用意されているものの、必ずしも住民が気軽に利用できる制度とはなっていない。そこで、既存制度の隙間をカバーし、簡易迅速かつ適切に対処し、住民サービスの質の向上につなげていく不利益救済機関の必要性について本条でうたっている。これは、いわゆるオンブズマンだけを意図したものでなく、様々な権利保全の機能を有する機関を想定するが、具体的に有すべき権限、機能、役割については、今後さらに議論が必要などである。この機関が、住民の権利保護に対し、効果的かつ効率的に対応するには、本町単独でなく、広域で(たとえば北海道の出先機関である支庁、町村会などで)置くことが望ましいが、これについても今後の議論が必要である。同時に、司法制度からの視点も検討しなければならない。 </div>

自治基本条例内容対照表（住民投票）

三鷹市自治基本条例(H17.10.1 施行)	飯田市自治基本条例(H18.9.21 施行)	四日市市市民自治基本条例(H17.2.4 施行)	ニセコ町まちづくり基本条例(H12.12.27 施行)
<p>(住民投票)</p> <p>第 35 条 市内に住所を有する年齢満 18 歳以上の者で別に定めるものは、市の権限に属する市政の重要事項について、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、条例案を添え、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。</p> <p>2 前項の条例案において、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>3 市長は、第 1 項の請求を受理した日から 20 日以内に市議会を招集し、意見を付けてこれを市議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。</p> <p>4 前 3 項に掲げるもののほか、第 1 項による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法第 74 条第 2 項、第 4 項及び第 6 項から第 8 項まで、第 74 条の 2 第 1 項から第 6 項まで並びに第 74 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の例による。</p> <div data-bbox="134 901 593 1380" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>解説</p> <ul style="list-style-type: none"> 本条では、住民投票の請求資格、必要連署数等を定め、投票事項、投票資格等は請求時の条例で定めることとしています。投票資格や除外事項も含めた投票事項などを常設型の住民投票条例で特定してしまうのではなく、住民投票を実施する必要が生じた際に、住民が提案し、投票資格等を住民投票の実施条例で定める制度としました。 自治基本条例の施行と合わせて「住民投票の実施の請求に関する規則」を制定し、住民投票の請求の手続等を定めました。規則では、具体的な投票請求資格者 </div>	<p>(住民投票)</p> <p>第 35 条 市は、市政の特に重要な事項について、直接住民の意思を確認する必要があるときは、市議会の議決を経て住民投票を実施することができます。</p> <p>2 市は、住民投票の結果を尊重します。</p> <p>3 住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度条例で定めます。</p> <div data-bbox="627 518 1086 1380" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>解説</p> <ul style="list-style-type: none"> 市の行政へ住民の意思を反映させる手段は、選ばれた代表である市議会議員や市長がその中心的な役割を果たします。しかし、住民の意向をより適切に反映させ、この「代表民主制」を補完するために、条例は、住民の投票によりその意思を直接表明する「直接民主制」的な方法を規定しています。 条例では、住民の意思を確認する必要がある場合に、この住民投票を行うことができることを定めています。これは、市議会議員か市長の提案、あるいは住民の直接請求により、その都度会議の議決を経て行うこととしていますから、住民投票の対象とする課題とそのやりかたについては、その都度、市議会で決まります。 第 1 項及び第 3 項では、住民の意思を確認する必要がある生じた事案ごとに、投票に参加できる者の範囲等、実施に関し必要な事項について住民投票条例を制定し、住民投票を実施することを定めています。住民投票に関する条例の制定請求、発議については地方自治法の定めるところによります。 </div>	<p>(市民投票)</p> <p>第 22 条 市は、市政に係る重要事項について、直接、市民の意見を確認するため、別に条例を定めることにより、市民投票を実施することができます。</p>	<p>(町民投票の実施)</p> <p>第 48 条 町は、ニセコ町にかかわる重要な事項について、直接、町民の意思を確認するため、町民投票の制度を設けることができる。</p> <div data-bbox="1624 383 2072 1236" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>解説</p> <ul style="list-style-type: none"> 本条例における町民投票制度の位置付け本町にとって町民投票は住民意思確認のための最終手段として位置付ける。まちづくりは、情報共有と住民参加の実践が大切であり、住民投票に至らなくても解決できるケースが多い。従って、本条文も「設ける」ではなく「設けることができる」としており、住民投票制度を恒常的に設けるものではない。 また、住民投票制度においては、直接請求に膨大な住民エネルギーを消耗することを避けるため、制度として確立し町民の権利として明確に位置付けることが重要である。 町民投票制度を設けることができるのは「町」＝「議会」も含まれる。 住民投票制度を採用することは議会制民主主義（間接民主主義）を否定することになるのか？ <p>住民投票制度は、現行の地方自治制度を補完するものとして位置付けるものである。自治の本旨においては、直接民主主義、間接民主主義、どちらが正しい選択というべきものではない。双方が互いに制度の不備を補完しながら、その時々々の社会情勢に則し住民意志をよりの確に反映することが重要なものであり、制度の柔軟な運用が必要である。</p> </div>

自治基本条例内容対照表（住民投票）

三鷹市自治基本条例(H17.10.1 施行)	飯田市自治基本条例(H18.9.21 施行)	四日市市市民自治基本条例(H17.2.4 施行)	ニセコ町まちづくり基本条例(H12.12.27 施行)
<p>の要件としては、年齢満 18 歳以上の日本国籍を有する者、年齢満 18 歳以上の永住外国人（永住者及び特別永住者）としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民投票の結果に基づいて市が決定等を行うときに、それが市の権限に属さないもの（国・都等の権限）である場合は、市が住民投票の結果を受けて必要な措置を講ずることができないため、住民投票の対象となるのは「市の権限に属する市政の重要事項」としています。ただし、国や都が実施する事業についても、市（長）が意見を表明するなどの権限は有するので、その際、住民の意向を確認するために住民投票を実施することはできます。 本条では、住民発議による住民投票の実施のみを定めており、市長又は議員発議による住民投票の規定はありませんが、市長又は議員が発議する場合は、地方自治法の規定に基づき、住民投票実施条例を提案することとなります。 	<ul style="list-style-type: none"> 「市政に係る特に重要な事項」とは、合併や行政区域の変更などの市町村の基礎的条件に関する事項や、大規模公共施設の設置、廃止という特定の重大な施策などをいいます。 		<p>（町民投票の条例化）</p> <p>第 49 条 町民投票に参加できる者の資格その他町民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。</p> <p>2 前項に定める条例に基づき町民投票を行うとき、町長は町民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。</p> <p>解説</p> <ul style="list-style-type: none"> 町民投票は、事案によりその内容が多様であることが想定される。その中で投票結果をより有効に機能させるため、個別事案が発生した時点で投票条例を制定する。 投票資格者は、常に法律で認められる参政権者のみとは限らない。本条例第 11 条に規定する子どもの参加を求める中で、子どもが投票資格者になることも想定される。

10/26「創る会」意見交換での意見抜粋

「要望・苦情への対応」について	・まず、要望や苦情の事実確認は必要。
	・要望については、制度が確立している。(ただし、その制度から漏れる人はいる)
	・声なき声(＝弱者の声)を、汲み上げる必要はある。
	・要望、苦情に対応について公表したり、記録を蓄積することによりルールや規範ができて、より高いレベルの行政サービスにつながるのでは？
	↓
	・条例に盛り込むことについて、反対意見なし。 ただし、オンブズマン制度を盛り込むことには、慎重な意見あり。

「住民投票」について	・あっても、よいのではではないか。とりあえず「できる」とだけでも書いておいて、それから仕組みを整えれば。もしも、市長と議会が対立したときに、最後は住民の意思を確認する、という意味でも。 (ただし、住民投票にまで発展することは稀だと思うが)資料3の三鷹市のように、詳しく載せる必要はないが、飯田市や四日市市のように「できる」規定で。
	・住民にとっては最後の手段とも言える。「伝家の宝刀」を持っていることを示しておかないと、「宝刀」も抜くことができない。
	・最終的な道具が市民に与えられていることは、良いことだと思う。

その他	・この条例が、住民に対して負担を強いるものではないか？という意見が多いが、どう思うか？
	・条例ができて、活用されれば素晴らしいと思う。ただ、私の区に説明に来てくれたときも、区の皆さんは押し付けであるとか、負担に感じているような雰囲気だった。住民にわかってもらえるようになるには、かなりの時間がかかると思う。
	・自分も何とか努力しているが、やはり理解するには時間がかかる。何度も会議に出席して、だんだん理解が進んできたので。
	・言葉自体が難しいので、何回読んでも、どうしても「？」と思う。自分がそうなので、例えば子育て中のお母さんとかは、同様に「？」だと思う。何か特別な、余計なことが始まるのではないかと考えているようだ。
	・行政の逃げ道を作って、市民に押し付けるのではないかと意見を耳にした。
	・逆に、そういう市民の意見を拾い上げるためのもの。職員にとっては、大変になるが、市民にとっての負担はない。「あなたの意見をしっかりと聞きます」ということを明確にするものである。
・行政の職員にとって大変になることを、職員が一生懸命になってやっているから、市民は逆に「何かあるのでは？」と疑っているのではないかと思う。条例に反対する側のアジテーションが上手なら、市民の意見は皆、そちらへ流れてしまう。逆に、条例について分かりやすい、市民を引きつけるような上手なキャッチコピーが必要。こちらも、それを考えていかないと。	

※ 委員の皆様からたくさんの意見をいただきましたが、今回掲載するのは、条例内容に直接関わりがある意見とさせていただきます。
また、重複している意見や書いた方の意図が明確に示せないものについては掲載しておりませんのでご了承ください。